

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、性別による固定的な概念にとらわれず、一人の人間として自分らしく心豊かに生活できる社会の実現に向けて、「性別に関わらない平等の確立」と「自立社会の形成」を基本理念とします。

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を設定します。また、計画の推進にあたり、基本理念や市民意識調査の結果等を踏まえ、基本目標ごとに成果指標を設定します。

基本目標Ⅰ 共同参画社会をめざす意識づくり

共同参画社会の形成促進のためには、市民一人ひとりが、共同参画について正しく理解することが必要です。人権尊重や性別にとらわれない平等の意識を高めるとともに、固定的な性別役割分担意識の解消を図ることは、全ての取組の根幹となるものです。

職場、家庭、地域、学校など、あらゆる場面を通じて、共同参画の重要性についての意識づくりを推進します。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における共同参画の推進

性別に関わらず誰もが社会の様々な場面で活躍するためには、「多様な働き方の促進」や「職場における女性活躍の推進」などの環境整備が重要です。このため、職場や家庭などで共同参画の必要性を実感できる取組や、仕事と生活を両立できるワーク・ライフ・バランスの取組を推進します。

また、市役所自らが市内事業所のモデルとなるよう、石狩市特定事業主行動計画に基づき、率先して多様なライフスタイルの実現に向けた働き方を推進します。

本項目は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の規定に基づく「市町村推進計画」として、共同参画社会の実現に向け、性別にとらわれない職業生活における活躍に関する施策の方向性を示します。

基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会の実現

性別に関わらず、配偶者等からの暴力やハラスメント等は重大な人権侵害であり、共同参画社会の実現を阻害するものです。当該行為を未然に防止するとともに、早期に発見し、適切な支援に繋げることが必要です。

また、困難を抱える人への相談や自立の支援に努めるとともに、性の多様性について、正確な情報の提供等により理解の促進に努めます。

本項目は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づく「市町村基本計画」として、配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護のための施策の方向性を示すほか、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の規定に基づく「市町村基本計画」として、様々な困難な問題を抱える女性への支援等に関する施策の方向性を示します。